

2025 ILCA 関東選手権大会

神奈川県藤沢市 江の島ヨットハーバー

2025年6月28日(土)-6月29日(日)

SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

- 1.1. 本大会には「2025～2028 国際セーリング競技規則」(以下、RRS)に定義された「規則」、日本セーリング連盟規程、レーザー・クラス・ルール、レース公示(以下、「NOR」)、このSAILING INSTRUCTIONS(以下、「SI」)を適用する。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。これは規則 63.5(c)(1) を変更している。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. **[DP]**は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2. **[SP]**は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
 - 1.3.3. **[NP]**は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1 を変更している。

2. 競技者への通告

- 2.1. 競技者への通告は、大会公式ホームページ上
(https://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=306) に設置された公式掲示板に掲示される。また、以下に開設された「LINE オープンチャット」(参加コード: ILCA2025) にて D 旗掲揚予定時刻など主にスケジュールや公式掲示版に関する案内を補助的に行う。



URL:

https://line.me/ti/g2/ZCJTb8aIQ_8XQNN7d3E2ExoIYp7JI3URAWHBHA?utm_source=invitation&utm_medium=link_copy&utm_campaign=default

* オープンチャットにおけるプロフィール名は、参加選手については「SailNo_氏名」(例: 201486_高橋太郎)、支援者については「所属_氏名」とすること。

3. SI およびレース日程の変更

- 3.1. SI の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までに掲示される。。

4. 行動規範

- 4.1. **[DP]**競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. **[DP]**競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1. 陸上で発する信号は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター屋上に設置されたフラッグ・ポールに掲揚される。
- 5.2. **[DP]** **[NP]**音響 1 声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。

- 5.3. SI 6.1 に示された個別のレースに対して、陸上において「AP 旗」は、掲揚しない。その日の最初のレースの予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

6. レース日程

6.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day1	6月28日 (土)	大会受付・計測 *計測フォーム提出方式 開会式・ブリーフィング 第 1 レース予告信号 引き続きレースを行う。(合計 3 レースを予定) レセプション	08:00-9:30 10:00 11:25 18:00
Day2	6月29日 (日)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う。(合計 3 レースを予定) 閉会式	08:30 09:55 16:30

- 6.2. 1 日につき 1 レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。
- 6.3. 1 つのレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 6.4. 最終日は、それぞれのレースエリアにおいて、最初にレースするクラスに対して 14 時 00 分より後に予告信号は発せられない。

7. クラス旗

- 7.1. クラス旗は次のとおりとする。

種 目	クラス旗
ILCA7 クラス	白色地の ILCA7 クラス旗
ILCA6 クラス	緑色地の ILCA6 クラス旗
ILCA4 クラス	黄色地の ILCA4 クラス旗

8. レースエリア

- 8.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図 1 に示すとおりである。
- 8.2. 添付図 1 どれりのレース・エリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。これは、規則 61.1(a)を変更している。

9. コース

- 9.1. 添付図 2 のコース図は、各レグ間の角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。
- 9.2. 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 9.3. 添付図 2 コース図において、3 レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。ただし、マーク 1 とマーク 1a(オフセットマーク)間は 1 レグとしてカウントしない。

10. マーク

- 10.1. マークは次のとおりとする。

Marks 1,4s,4p	Offset Mark (1a)	Mark1 New Mark	Mark 1b
緑色の円錐台形ブイ(大)	赤色円錐台形ブイ(中)	黄色の 円柱ブイ(大)	ピンク色円 錐台形ブイ (中)

Mark1 b New Mark	Starting Line Mark	Finishing Line Mark
黄色円錐台形ブイ (中)	レース委員会艇	レース委員会艇 ピンク色円錐台形ブイ (中)

11. スタート

- 11.1. スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールと、ポートの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールの間とする。
- 11.2. **[DP]** **[NP]** 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 11.3. スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは付則 A4とA5 を変更している。
- 11.4. RRS 30.4 に以下を変更、および追加して適用する。
 - (a) セール番号は少なくとも 3 分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までにSI 11.4(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしにDNE と記録される。
 - (b) スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから 100m の範囲とする。スタート信号後のレース・エリアは、いずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側 100m の範囲とする。
 - (c) レース委員会は艇に規則 61.4(b)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則 30.4 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則 30.4、60.1 および 60.5(b)を変更している。

12. コースの次のレグの変更

- 12.1. レース委員会は、
 - (a) 新しい変更用マークを設置するか、
 - (b) フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは
 - (c) 風下マーク(4s/4p)を移動することによってコースの次のレグの変更を行う。
 新しい変更用マークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。
 その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

- 13.1. フィニッシュ・ラインは、レース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

14. ペナルティー方式

- 14.1. 規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。
- 14.2. 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティーに適用される。

15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1. タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

マーク1の タイム・リミット	レース・ タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲット タイム
25 分	75 分	15 分	40分

- 15.2. マーク1のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。これは規則 32.1 を変更している
- 15.3. 各クラスとも、規則 28 に基づき、かつ規則 29.1、規則 30.3、規則 30.4、に違反しないでスタートした最初の艇のフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35 及び規則付則 A4 と A5 を変更している。
- 15.4. ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)を変更している。

16. 抗議と救済の要求

- 16.1. 抗議書は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター1階の大会本部で入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に大会本部に提出しなければならない。
- 16.2. 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 61.3 を変更している。
- 16.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は江の島ヨットハーバー セーリングセンター2F B 会議室にあるプロテスト・ルームで行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。
- 16.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 60.2(a)(2)に基づき伝えるために公示する。
- 16.5. SI 1.3 に基づき標準ペナルティーを課せられた艇のリストおよび規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 16.6. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは規則 61.2を変更している

17. [DP][NP]安全規定

- 17.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。
- 17.2. レースに参加（出艇）しない艇は、所定のDNC・リタイア申告書に参加しないレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 17.3. [SP]申告
 - 17.3.1. 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は所定の用紙に署名した後に、出艇しなければならない。署名用紙は、最初のクラスのレース予告信号予定時刻の少なくとも 60 分前からD 旗掲揚後 20 分の間、大会本部に用意される。
 - 17.3.2. 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は速やかに所定の用紙に署名しなければならない。帰着申告の締切時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。署名用紙は、通常時は大会本部に用意されるが、荒天時等迅速に帰着確認が必要な場合には、出着艇を行うスロープ付近に用意されることがある
- 17.4. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 17.5. [SP] SI 17.4 のリタイア艇は抗議締切り時間内に所定のDNC・リタイア申告書にリタイアしたレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 17.6. [DP]各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則40を変更している。なお、個人用浮揚用具とは、体重を支えるに十分な浮力があり、体重・体格に合致したサイズ表示と浮力が明示されたものであること。膨張式浮揚用具、ドライスーツおよびウェットスーツはこれに含まれない。
- 17.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 17.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 61.4(b)を変更している。
- 17.9. [DP]艇は水上にいる間は、直径 6mm 以上、長さ 5m 以上のパウラインを搭載し、その一端はパウアイに結びつけられていなければならない。
- 17.10. [DP]マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けてもよい。形状は球形に限り、1 か所のロープで取り付けなければならない。ただし、コンディションにより、付けたり外したりしてもよい
- 17.11. 艇を救助した者(レース委員会等大会関係者、チームリーダー・コーチその他の支援者等)は、艇体放棄をする際には、競技者の安全が確保されていることを示すために、ハザード・テープをパウ・アイに結んでおく。

18. [DP][NP] 乗員の交代と装備の交換

- 18.1. 選手は大会において 1 つのハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 18.2. ハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダー、ラダーヘッド が損傷または紛失した場合、テクニカル委員会の書面による許可を受けた場合にのみ交換することができる。
その日の最初のレースのスタート前 90 分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、テクニカル委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

19. 艇、装備および衣類の検査

- 19.1. 各艇は、あらかじめセルフチェックを行い、大会受付時に記入済みの計測フォームを提出することで計測を完了させなければならない。
* 計測フォームは大会サイト
(https://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=306) からダウンロードすること。
- 19.2. 計測は、テクニカル委員会の判断により、任意の日程に行われることがある。
- 19.3. 艇、装備および衣類は、クラス規則とSI に従っていることを確認するため、大会期間中にいつでも検査されることがある。
- 19.4. [DP]セール番号が艇体の番号と違う場合や参加申し込み時と違う場合には、大会本部に備え付けられた「セール番号変更届」により申請すること。これはクラスルール 4.e.ii を変更している

20. 運営艇の識別

- 20.1. 運営艇の識別は次の通りとする。

Boat	Flag description
レース委員会艇	白色旗
プロテスト委員会艇	赤色旗 (JURY表記)
テクニカル委員会艇	白色旗 (TECH表記)
救助艇	白色旗 (RESCUE表記)

21. [DP][NP] 支援艇

- 21.1. 全ての支援艇、チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするまでの間、またはレース委員会が最初にスタートするクラスをゼネラルリコールとするか、全てのクラスを延期もしくは中止とする信号を発するまでの間、艇がレースしているエリアの外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 21.2. 支援艇は水上にある間、大会受付時に交付される「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。
- 21.3. レース委員会は、支援艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 21.1 は適用されない。
支援艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯して出航し、やむを得ない場合を除き、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。無線機は各日レース終了後必ず返却のこと
- 21.4. 支援艇は、SI 17.11 において使用するハザード・テープを 3 つ以上搭載しなければならない。
ハザード・テープは江の島ヨットハーバー セーリングセンター1階の大会本部にて入手できる。
- 21.5. 支援艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 21.6. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたりその他の理由で支援艇がコントロール不能とならないために、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 21.7. レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場において、ドローン等の飛行を禁止する。

22. [DP][NP]ごみの処分等

22.1. ごみを故意に投棄してはならない。

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

22.2. 競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会船に預けてもよい。ただし、競技者は、レース中にレース委員会艇との荷物の受け渡しを行ってはならない。

23. [DP] 無線通信

23.1. 緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

24 S I 等に関する質問

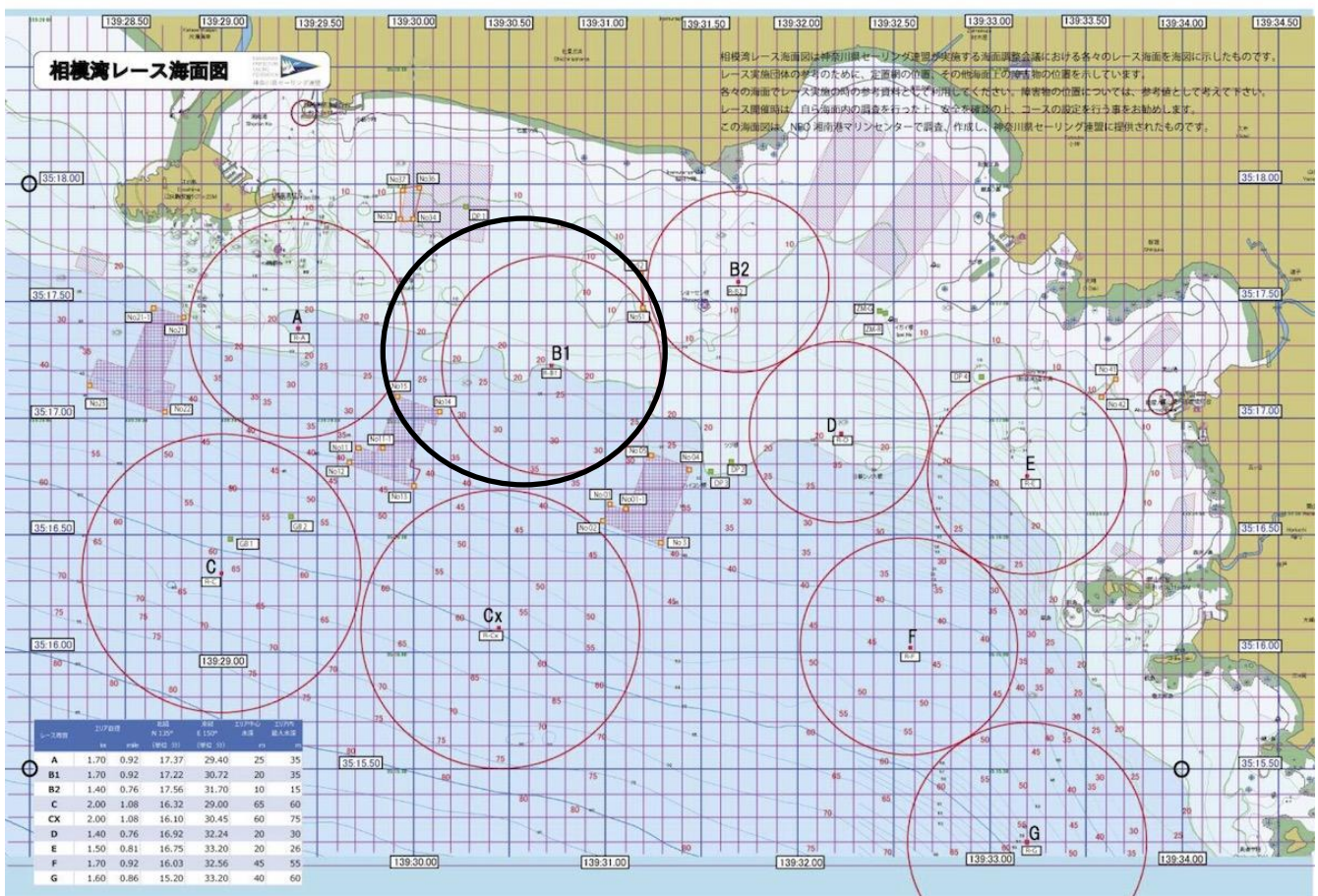
24.1. S I 等に関する質問は、6月25日（水）までは電子メールで受け付ける。それ以降は、レースオフィスに文書で質問書を提出することができる。

24.2. 電子メールでの質問書送付先：石原 学

メールアドレス：manabu1@d2.dion.ne.jp

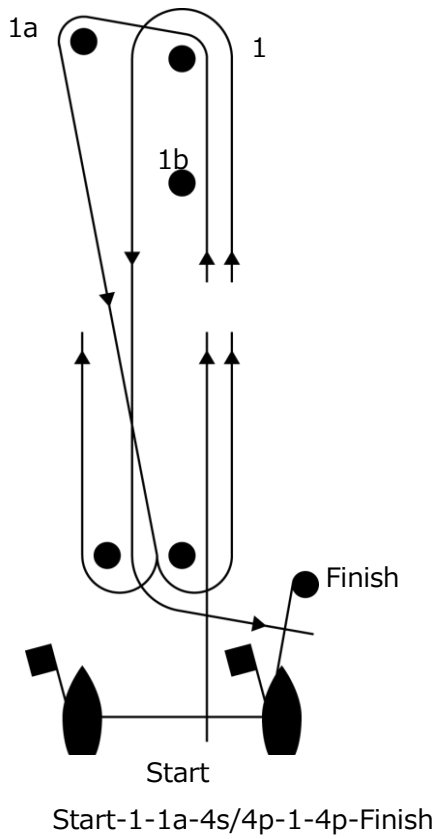
質問に対する回答は公式掲示板に掲示される。

添付図 1 レース・エリア

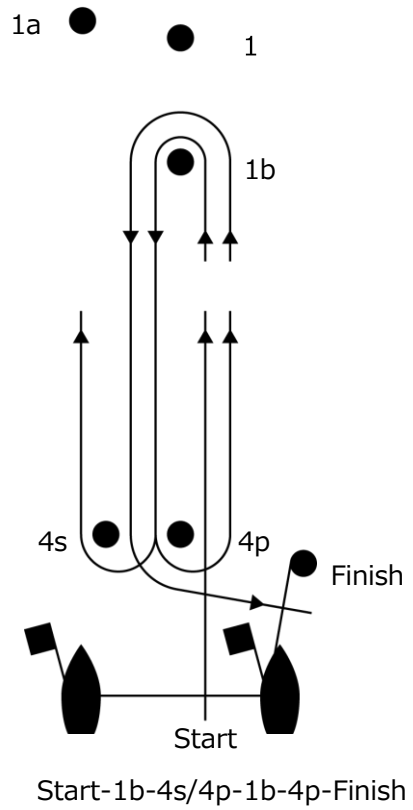


添付図 2 コース図

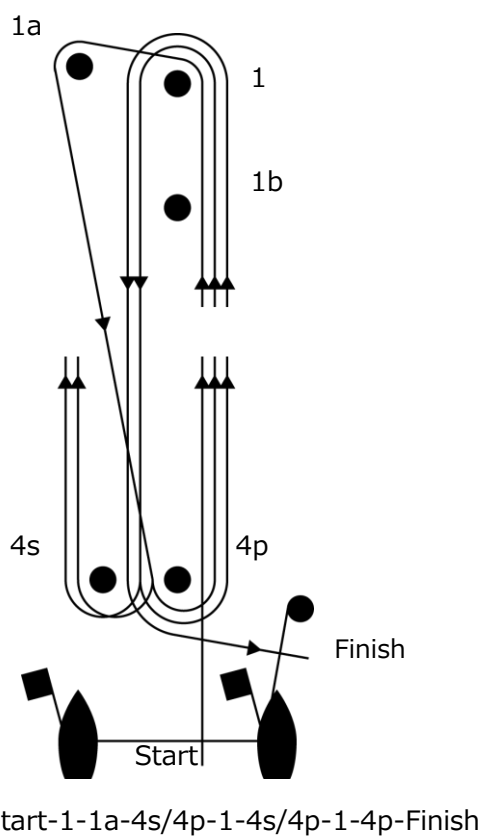
W2



W2a



W3



W3a

